

# 総務常任委員会

平成15年11月19日午前9時から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎松田 正	○嶋田 善行	小野 隆雄
坂口 徹	浦野 圭司	木澤 正男
		森河議長

## 2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	加藤 惠三
企画財政課長	藤原 伸宏	企画財政課参事	野口 英治
同 課 長 補 佐	山崎 篤	同 課 長 補 佐	西巻 昭男
税 務 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	清水 修一
同 課 長 補 佐	黒崎 益範	教委総務課長	清水 建也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生涯学習課長	阪野 輝男
同 課 長 補 佐	加藤 保幸	同 技 師	平田 政彦
同 技 師	荒木 浩司	監 査 書 記	佐藤 滋生

## 3. 会議の書記

議会事務局長	浦口 隆	同 係 長	猪川 恭弘
--------	------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）

署名委員 小野委員、坂口委員

委員長 おはようございます。全員お揃いになりましたので、総務常任委員会を開催いたします。始めに町長のご挨拶をお受けしたいと思います。

（ 町長あいさつ ）

委員長 それでは本日の会議の会議録署名委員に、小野委員、坂口委員のご両名にお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

委員長 レジメに従いまして会議を進めて参りたいと思いますが、はじめに継続審査の藤ノ木古墳周辺整備に関することについてを議題とします。説明を求めます。

生涯学習  
課長 それでは藤ノ木古墳周辺整備に関することについてご説明申し上げます。史跡藤ノ木古墳の整備に関しましては前回の委員会でご報告させていただきましたように、今年9月1日より古墳の形や規模の確認と宝積寺の解明を目的に、史跡藤ノ木古墳の第5次発掘に着手しております。その後2ヶ月余りを経た中で一定の調査結果がありましたことから、前回の委員会でも報告しました予定のとおり、本日19日午後1時より報道発表を実施し、町広報でも周知させて頂いておりますように、同じく今週の21日の金曜日に町民対象の現地公開と、翌22日の土曜日に一般対象の現地説明会を開催する計画であります。そして以下、今回の発掘調査成果の概要について報告させて頂きます。まず、調査目的の一つでありました古墳の形と墳丘の規模についてであります。墳丘の東側すそを検出しましたことから、これまでの発掘調査成果とあわせまして、墳丘の規模を再検討しましたところ、直径につきましては、これまでの48mよりはやや大きくなり、直径50m級の円墳となるようです。そして、現墳丘の周辺に設置しました

調査区において、周濠や前方後円墳の前方部となるような遺構がみられないことから、藤ノ木古墳は前方後円墳ではなく、これまでに想定されておりましたとおり、円墳であることが明らかとなりました。また石室の開口する墳丘南東部を中心に、6世紀後半頃の大和では執り行わなくなっていた埴輪を用いた祭祀が、特殊的に採用されていたこともほぼ間違いないものと思われます。次に古墳の南側、つまり古墳を守ってきた寺「宝積寺跡」の推定地における調査についてであります。江戸時代の境内図にあるような建物等の明確な建物等の明確な遺構を検出してはおりませんが、調査区の南東部で検出された掘り込み遺構のなかに柱穴群を検出しておりますので、これらがお寺の何らかの建物になる可能性があります。またこれまで墳丘と思っておりました墳丘の南側が、境内を得るために墳丘を削っておきまして、後世に墳丘風に盛土による造成をしていたことが分かりました。そして盛土層の下面で焼失の記事を裏付けると思われる、焼けたような痕跡が見られました。調査成果の概要につきましては、以上のようなものであります。そして前回の委員会におきまして報告しました予定のとおり、11月13日には史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を開催しまして、奈良県立橿原考古学研究所の樋口委員長外委員の先生方より現地指導を得ております。また、今後の予定としましては、検出しました濠状くぼ地や掘り込み遺構の確認と調査区西側における大日堂の有無や、墳丘がどのようにカットされているのかといったことを確認する目的で、今回の第5次調査としまして、12月中旬頃までを目途に確認のための拡張区を設定して追加調査を実施しまして、年内に調査を終了する予定であります。なお、見かけ上の墳丘下の宝積寺の境内の一部と考えられる面的な確認調査につきましては、今後の整備の設計に関わり重要な事項でありますことから、史跡の現状変更許可の問題も含め、文化庁及び奈良県との協議をしながら、指導を得てまいりたいと思っております。なお、現地説明会にあわせまして、町民の方々に藤ノ木古墳に対する関心を喚起していただくことを目的に、11月22日と23日の両日、いかるがホール歴史資料室におきまして、史跡藤

ノ木古墳開棺調査15周年を記念しました「馬具復元品特別展示」を開催いたします。展示内容としましては、今回奈良県文化財研究所のご理解とご協力により、藤ノ木古墳より出土しました馬具の中でも最も優美な金銅装透彫鞍金具の後輪を含む鞍の復元品を特別に拝借して実施するものであります。

以上で史跡藤ノ木古墳の整備に関する説明とさせていただきます。

委員長 説明が終了しましたので質疑、ご意見があればお受けします。

小野委員 課長の説明の中で東南部に埴輪のあった形跡があるというのか、埴輪が出土してるというような話なんですけど、その築造された当時としては珍しいというような表現だったと思うんですけど、藤ノ木が築造されたと推定されている当時、珍しいということはどれくらいの珍しさ、というのか、例えば築造年次を考え直さなければならない事なのか、そうではなくて、珍しいとは言ってもそういう時、そういう古墳の築造の仕方があったんだという範囲なのか、素人なのでちょっとその点、どのように考えておられるのか、どのように考えたらいいのか、教えて下さい。

生涯学習課長 技術的な内容になっておりますので、担当技師の平田の方から説明させますのでよろしくお願いいたします。

平田技師 ただ今の小野議員の埴輪についてのご質問に対してお答えさせていただきます。藤ノ木古墳で出土しております埴輪の取扱いにつきましても、従来から藤ノ木古墳で埴輪を伴うのは時代的におかしいんじゃないか、という事もありましたけれども、今回の発掘調査につきましてもかなりの件数を出土しております。そしてその埴輪につきましても、共同調査をしております橿原考古学研究所の他の研究員ともいろいろ検討しました結果、藤ノ木古墳の時期としましては、近畿では埴輪を用いたお祭りというのは使われなくなったにもかかわらず、藤

ノ木古墳とか、広陵町におきますバクヤ古墳といいます、藤ノ木古墳と石室とか墳丘規模がよく似た古墳がありますけれども、そういうここぞという、大きな古墳に対しましては、何か伝統的な埴輪のついた最後のお祭り、ゴゲン祭祀と言いますけれども、そういうものが執り行われているというような事実が明らかになってきております。ですから今回の藤ノ木古墳の調査におきましてそういうようなことが案に考えられていたんですけれども、どうも藤ノ木古墳とかそういう大型の横穴式石室でもって、当時としては大規模なふんきゅうを持つ、そういう古墳においては6世紀後半の時期においても伝統的な大和、ゴゲン祭祀のあり方の最後の形態として何故か誇張的に埴輪の祭祀が行われているという事実が、藤ノ木古墳でも明らかになったと言えるのではないかと考えております。

小野委員 先ほど12月の中頃まで追加調査をされるという事なんですけれども、今まで発掘されてきて不明な点があれば追加調査するのは、それはそれでいいと思うんですけれども、予算的な面はどのようになっているのですか。

平田技師 ただ今のご質問についてお答えします。発掘調査費用につきましては、現在藤ノ木古墳の第5次調査をして予算計上しております調査費の範囲を逸脱するような追加調査という意味ではございません。今、嶋田委員さんもおっしゃられましたように、報道発表とか現地説明会等は一定の成果を上げた時点で、実は公開するものであります。そしてそういう公開を終えた後にもう1つ確認しなければいけない遺構の性格とか、そういうような意味での追加調査という表現をさせていただいておりますので、今おっしゃられたような、特に補正を行うとか、そういうような事で調査、追加調査をする事ではないという事でございます。

小野委員 予算云々の話が出ましたので、私、先日の視察にも寄せてもらった

時にも色々聞かせてもらった中で、発掘と言う作業については、正確なデータの蓄積が一番大事だと思うんです。その中で、測量機の件につきまして、色々最近では今まででしたらケイカンを使ったりしておられて、どちらかと言えば少しアバウト的なデータが残ってるのではないかな、と思うんですが、今は測量器具も盛んに開発されたので、先日寄せてもらった所も・・・を使っているとのことなんです。それについても同行いただいてた平田技師にも聞いたところ、町にはそれはないという事で、どこか他の機関からお借りしていると聞きました。これについて、予算的なものも含んできますが、是非とも必要な器具だと思うんですが、その点についてどのようにお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

教育長 確かに技術的に、機材も年々よくなってきているというような状況でございます。斑鳩町としてもいろんな装備を購入しているわけですが、今おっしゃっていただいている光波測距器、もう少し我慢していただいて、調査させていただいているところでございます。将来的には・・・ならないという事は分かっているんですが、当面、借りる、というのを続けながら実施していきたいと思います。今回また、県との共同調査という事でございますので、県の方の機械を使って調査をさせていただいているという状況でございます。

小野委員 データを取るという、測量を委託されている事なんですけど、今まではそういうことで委託されていたんですか。

教育長 調査そもものは委託しておりません。機械を借りるという事で、借用という意味でございます。ご理解いただきたいと思います。間違っておりました。

小野委員 この話は、光波測距器なんかが出てきて、私ら仕事の事で申し訳ないんですが、登記のデータ、現在法務局に残っている地積測量図につ

いても、光波測距器が出てきてから皆きちっとできるようになっているし、昔の平板の測量、土地家屋測量士の先輩には申し訳ないんですが、限度があった。こういう史跡の発掘については正確なものを残すために、同じようにそんなに贅沢ではないと思いますので、発掘のデータ、正確なデータを残すという、正確なと言ったら語弊がありますが、登記の方で言ったら地積測量図が昔の平板の地積測量図ではできなかったと。そういう後日問題が起きるようなデータの残し方はするべきではない。大事な遺跡のデータですので。だから近い将来、来年度からでも入れる措置をされるよう、強くお願いしておきます。

委員長 藤ノ木古墳の関係については、今後さらに調査が進められ、具体化をされていく状況になりますので、本日はこれまでの間の経過、報告という事で留めておきたいと思いますがよろしいですか。

委員長 次に史跡中宮寺跡の公有化についてを議題といたしますが、その他の審議事項の関係の5番目の所でも史跡中宮寺跡の用地の取得についてという事を掲げております。これは公有化に伴う同一の関係でありますので、継続審議議案の所で振り分けて具体的な説明をし、質疑を行って、ご理解を深めていきたい、こういう事にしたいかと思っておりますので、そのように取扱いをさせていただきたいと思っておりますがよろしいですか。

( 委員了承 )

委員長 そのようにさせていただきます。  
後の議題に書かれております、用地取得の取扱いについても合わせて継続審査事案の史跡中宮寺跡の方でご報告をいただきたいと思えます。

生涯学習 それでは史跡中宮寺跡の公有化についてご説明申し上げます。

課長

去る10月14日、地元関係者と話し合いの場を持ちまして、町長同席のもとで交渉の結果、道路際50,000円、無道路地単価25,000円という事で単価を確定することができました。この件につきましては、平成13年8月に中宮寺跡の史跡の追加指定を受けた事により、本年2月22日地元住民を対象に、用地の公有化に向けての説明会を開催し、その後今日まで数回に渡り、それぞれ個々に交渉を重ねてきたところでございますが、先程申し上げましたように、去る10月14日地元関係者を一同に集めた中で、単価が確定したものでございます。よって今回の12月定例議会に史跡中宮寺跡の用地取得についてという事で議案を上程させていただきますので、ご審議のうえご了承賜りますよう、お願い申し上げます。内容でございますが、史跡地全体の面積は27,815,68㎡で、うち民有地部分が所有者9名、用地が17筆で8,372,68㎡と一部立木補償がございまして、それらを含める中で合計250,444,612円という事で確定いたしております。申し訳ございません、資料5番に添付させていただいておりますのでご覧いただきたいと思います。また、予算を超えております444,612円につきましては、分筆を行わずに一筆買いを行っている事により生じる額でありまして、分筆の費用等考え合わせ中で、今回補正予算として計上させていただいて、対応させていただきたいと考えておりますのでその点につきましても合わせてよろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりました。引き続きご審議いただきたいと思います。

小野委員

最後に分筆せずに買収するという事がどういう事なのか、ちょっと合点いかないんです。それは本来はこの区域内に入っている所で線を引いたら残る土地があるんだけど、それは余りにも少ない土地だから一筆買いをされて、分筆する費用よりも公簿面積が増えたので予算をちょっと超過しておるんだという意味なのか、そしたら公有化計画の線ひいてありますわね、その中で、それより出てしまうんだとい



う考えになると思うんですが、その点はどうなんですか。

生涯学習  
課長 一筆買いと申しますのは、史跡指定の範囲については変わりませんが、今回金額も相当高くなりますし、面積的にも広いという中で、3年度の計画をもって、15年度2億5千万という予算の枠を確定されておりまして、本来ならばその中で処理をするべきでございましたが、分筆等して、2億5千万の補助確定額に合わせていく事よりも、所有者の方のご理解を得る中で、予算の額に近いところで契約をさせていただく方が費用的には安くあがるのではないかなという事の中でそういう風にさせていただいたという事です。

小野委員 という事は、現在買収する公簿面積が予算を超えている、今年度についてはその中で分筆作業、中での作業をしておいたら、予算内に納まるんだけど、それはせずにその分を買ったと。分筆をせずにという事だったら、この土地については、将来的にも分筆する必要はないという事ですね。

生涯学習  
課長 もちろんそうです。

小野委員 その事確認できたらいいんですけど、例えばこの線のそばの土地がちょっと出るのに、先ほど私が聞いたように、そういう事で、分筆をせずにやってほうがいけるということで、というように聞いたので。  
それと、先程町長の挨拶の中にも、道路面が5万円と、中が2万5千円ですか、それは、その土地が道路に隣接してる、してないという、きちっとしたそういう線で、されているのか、例えば、これ・・・、南の方で赤で塗ってもうてますが、この1筆だとして、これでこの土地が、東の方は道路から、何十m離れたるけど、その土地については同じ所有者であっても、それは中としてしておられるのか、ある程度弾力を持たしておられるのか、どのような交渉ごとでしておられるの

か。

生涯学習  
課長 同一所有者の場合は一体のものとして取扱いはさせていただいておりますが、今回につきましてはそのような物件は今年度の中には含まれてございません。

小野委員 ちょっと以前にも聞いておったんですが、この用地を取得される段階で、2種類、完全に倍ですわね。道路側と中という形で、倍の単価になっている。以前にはもう1ランクというのか、ランクをつけておられたようなこともお聞きしたと思うんですが、今回2種類の単価ということで、地元の人らのどうなんですかね。やはり苦勞してもらっていると思うんですが。その点はどうなんですか。

生涯学習  
課長 今年の春から今日まで何回となく、足を運ばせていただく中で、交渉を重ねて来たわけですが、その中では今議員さんがおっしゃいますように、2段階ではなく、3つに割れとか、4つに割れとか、いろんな意見ございまして、ただ、その土地の用途といたしますか、利用価値等、考えます中で、14年でございましたか、都市計画法によりまして市街化調整区域であっても主要な道路沿いの部分については沿道サービスに提供できるという法律が改正されまして、今までですと本来5万円もなかった、価格的に評価がなかった部分について、沿道サービスが出来ると言うことによって、単価が跳ね上がったということがございまして、その辺りも含める中で、地元の方に十分説明させていただきまして、ご理解を得る中で、今回中については全て無道路地ということで、同一の条件であるということの中から、ご理解いただきたいということで、了承を得てきたところでございます。

小野委員 私もそういうことで上がってきたのかなということも考えてましたけど、土地の単価を組んでいく中では鑑定等で、そういう条件入ってくる可能性もありますので、道路から何mとか、道路に5mでも接し

ていないようなところがあったら、それは中やという判断は、ちょっと趣旨から言ったらおかしいかなと思うんです。沿道サービスという、土地を利用できるという、そういうことがありますので、もう少し道路に接しているか、接していないかというのではなくて、道路から何mぐらいまでは、沿道サービスにも利用できる土地ですから、その方が、道路に接しているか、接していないかじゃなくて、道路から何mというようなぐらいの、きちっと道路からできていなければね。筆もあるから。筆の形もありますから、いろいろ難しいとは思いますが、大雑把に何mぐらいまでは道路に接しているというような判断をされていく方が、公平ではないかなと思います。予算的なこともありますので、難しいとは思いますが、ある程度弾力性をもっていたきたいかなと思います。それだけお願いしておきます。

嶋田委員 今のに関連した質問で、この区画というのは調整区域だと思うんですが、その中での農用地という部分が何%ぐらい入っているのか。

生涯学習課長 今回予定しております区域につきましては、全て農用地ということになっております。

嶋田委員 このピンクで塗ってある部分ですね、この道路際も農用地なんですか。

生涯学習課長 県道際まで全て農用地ということで確認いたしております。

嶋田委員 それであれば、沿道サービスという部分がありましたね。農用地も沿道サービスの部分に入ってくるということですか。

生涯学習課長 都市計画法上では沿道サービスに提供することが出来るということでございます。

嶋田委員 それは先程、平成14年に改正されたということですか。

委員長 他にございませんか。

いずれにしても、3ヶ年計画になってきますので、きちっと始めにしておかないと、後でいろいろ、うだうだ出てくると思うんですよね。ですから、ここで確認をしておきたいと思いますが、いわゆる2段階に分けた単価の設定をしたということについて、地元住民の完全な合意を得ているということで、問題もうないという関係の認識がひとつと、用地取得の関係についてでも、後で紛争の要因に残るようなことは一切ないということが確認できるのかどうかということが大事だと思えますから、その2つの点を確認して、関係者と折り合いがついて、ひとつ進むことになったということであれば、我々としては内容的にどうこう言う必要もないんだと思うんですけど、そういうことでよろしいですか。念のために確認をしておきます。然るべき人が答えて下さい。

教育長 今回地権者の皆さんにご同意いただいたということで、この価格をもって、将来的にも購入させていただく。全部ここに含んでいる土地については今提示させていただいている単価で全て購入させていただくということで、地権者のご理解を得ております。そのように進めていきたいと思えます。

委員長 最後の答弁を基本として総務委員会として確認をいたしまして、今後2年、3年続く問題ですから、十分その間の経緯を、確認をしておいた上で、この事案については12月議会で財産取得についての、具体的な提案が行われるという手はずになるということについてご了解をいただくということで終わりたいと思いますが、よろしいですか。

( 了 承 )

委員長

そのようにさせていただきます。

以上で継続審査事案の関係については終了いたしまして、その他審査事項でありますけども、12月議会で付議予定議案で総務常任委員会に係わる事項についてご説明をいただいでいくことにしたいと思えます。

まず始めに、斑鳩町男女共同参画推進条例についてを議題といたします。説明を求めます。

企画財政  
課長

12月議会に提案をいたしております、斑鳩町男女共同参画推進条例につきましてご説明申し上げます。この条例案につきましては、今年の2月から5回にわたり、男女共同参画社会推進委員会で熱心なご審議をいただきました。本年10月に委員会よりご提言をいただいたものでございます。また、この間、斑鳩中学校、斑鳩南中学校の…のご意見をお聞きしたり、婦人会ほか、38団体にお願いをし、意見交換会を開催し、多くのご意見を頂戴したところでございます。また、条例素案の概要を掲載し、郵便、ファックス等で広く意見の募集を行いました。これらのご意見を男女共同参画社会推進委員会にお示しをし、また、条例案に反映をしていただいたところでございます。それでは条例の内容につきましてご説明をさせていただきます。資料1をご覧くださいと思います。まず、最後のページをご覧くださいと思います。

(斑鳩町男女共同参画推進条例、要旨朗読)

1ページ目にお戻り下さい。この前文でございますが、要旨と同じ内容でございますので、省略させていただきます。

この条例の構成でございますが、前文と3つの章からなっております。第1章としましては総則、第2章に基本的施策、第3章に男女共同参画推進委員会について書かれている章でございます。

まず、第1条目的につきましては、条例に規定する内容、目標につ

いて規程をしております。町、町民、事業者の責務を明らかにすると共に、共同により男女共同参画社会の実現を目指すことを謳っております。

次に第2条定義でございます。条例中において、使用いたします5つの重要な用語であります、男女共同参画、事業者、積極的改善措置、ドメスティックバイオレンス、セクシャルハラスメントについて規程をしております。その内のドメスティックバイオレンスにつきましては、男女間には暴力のみならず、家庭内で行われる全ての暴力について、指す場合もあることから、この条例上におきましては、……、特に男女間の暴力行為を言うというように規程をしておるところでございます。

次に第3条でございます。町がのっとりべき基本理念を定めています。男女共同参画社会基本法第9条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と定められており、条例において町がのっとりべき基本理念を明確にする必要がありますことから、基本法の基本理念との整合性を保ちつつ規定をしています。

まず、基本理念の第1号の男女の人権の尊重では、すべての分野にわたる性差別の禁止について規定をしています。次に、第2号で社会における制度または習慣による影響への配慮では、性別による固定的な役割分担、いわゆるジェンダーの視点から、制度や慣習にとらわれることなく、男女の社会における活動の自由に配慮することを規定しています。次に第3号の政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保では、これまで女性は行政や民間の意思決定過程にあまり参画することができずにいましたが、意思決定過程はその決定の受け手である住民の構成を反映している必要があることから、参画の機会を確保することを規定しています。次に、第4号の家庭生活と職業生活等との社会における活動の両立では、これまでの「男は仕事、女は家事」という性別による役割分担意識をなくし、男女が互いに協力し、職

業生活等と家庭生活とを両立させることを規定しています。

次に、第5号の生涯にわたる性と生殖に関する認識と権利の確立では、男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解しあうことが重要な課題であり、また、すべての男女が生涯を通じて肉体的、精神的、社会的に良好な状態で、満足できる性生活を送り、いつ何人産むのか、産まないかを決める自由と権利を持つというのが、この基本的な考え方です。次に、第6号の国際的視野の下での男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の形成の促進が、世界共通の課題であり、国際社会におけるさまざまな取組みと連動して進められてきたことから規定をしています。

次に、第4条（町の責務）につきましては、男女共同参画の推進のためには、直接的に男女共同参画を推進する施策を行うだけでなく、あらゆる施策を男女共同参画の視点をもって実施する必要がありますことから、主要な施策として位置付け、総合的に策定及び実施しなければならないと規定しています。

次に、第5条（町民の責務）につきましては、男女共同参画の推進は、町だけの取組みで実現するものではなく、住民が積極的に従来の性別による役割分担意識を見直す必要があることから、第1項では町民自身の責務を、第2項では町民の行政の取組みに対する協力義務を規定をしています。

次に、第6条（事業者の責務）につきましては、基本法においては国民に含まれると解釈されていますが、事業者には、雇用主として事業活動における男女共同参画の推進に関する環境整備という、一般の町民とは異なる重要な責務があると考えられますことから、一般の町民とは別に、第1項では事業者自身の責務を、第2項では事業者の行政の取組みに対する協力義務を規定しております。

次に、第7条（性別による権利侵害の禁止）につきましては、第1項ですべての分野における性差別の禁止を規定し、また、第2項と第3項で、社会的問題として捉えられるようになったドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントの禁止を規定していま

す。

次に、第8条（公衆に表示する情報の表現への配慮）につきましては、公衆に対して表示される情報は、それが一般に与える影響が大きいことから、ポルノグラフィ等女性の女性の人権への配慮を欠いた表現、あるいは暴力表現に対する問題意識の啓発などの施策を実施する根拠としての規定をもうけております。次に、第1章の基本的施策として、町が実施すべき施策を第9条から第18条で規定しております。

まず、第9条（行動計画）につきましては、基本法第14条第3項において、基本計画を定めることが規定されていることから、第1項で行動計画の策定義務を、また、計画の策定・変更には住民の意思を反映していくことが重要であることから、第2項で委員会への諮問を、また、計画を住民等に公表することが意識啓発につながることから、第3項で公表の義務を規定をしております。

次に、第10条（施策の策定等に当たっての配慮）では、施策を策定し、実施するにあたっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の視点を取り入れることを規定しています。

次に、第11条（積極的改善措置）につきましては、第1項で社会のあらゆる分野での男女間の格差が生じている場合における積極的な改善措置を、第2項で行政における審議会等の委員の任命又は委嘱における積極的改善措置について規定しています。

次に、第12条（調査研究）につきましては、男女共同参画の推進を効果的に進めるためには、さまざまな分野における施策の現状などを調査・研究し、施策に反映させていくことが重要であることから、必要な調査研究を行う旨を規定しています。

次に、第13条（実施状況の公表）につきましては、行動計画の実施状況を継続的に調査することにより、男女共同参画の推進施策の総合的な評価を行うための重要な資料となること。また、その内容を住民に公表することによって啓発効果も期待できることから規定しています。

次に、第14条（町民及び事業者の理解を深めるための措置）につ



きましては、町・町民・事業者が連携・協力して男女共同参画を推進していくためには、広報活動や情報提供によって共通の理解を深めていく必要があることからこれを規定しています。

次に、第15条（家庭生活等と職業生活の両立支援）につきましては、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するためには、家庭生活等と職業生活の両立は不可欠であり、事業者だけでなく、町としても取り組む必要があることから、必要な支援に関して規定をしています。

次に、第16条（男女共同参画に関する教育及び学習の振興）につきましては、男女共同参画の推進には、教育・学習の果たす役割がきわめて重要であることから、あらゆる教育の場において男女共同参画の視点を取り入れ、また、指導者の育成を行うことを規定しております。

次に、第17条（町民及び事業者の活動に対する支援）につきましては、男女共同参画の推進に関して民間団体の活動が大きな役割を果たすことから、それらの団体の活動支援として情報の提供その他の必要な措置について規定しております。

次に、第18条（苦情及び相談の処理）につきましては、町が実施する施策についてだけではなく、広く性別による差別的な取扱い等の人権侵害についての苦情も含めた、苦情及び相談の処理について規定しています。

次に、第19条から第25条で斑鳩町男女共同参画推進委員会について規定しています。

第20条では、委員会の所掌事務として、諮問に対する答申だけに留まらず、独自に調査・審議することも含めて規定しています。

次に、第21条（組織）についてですが、第1項では、この委員会での男女の委員数に格差が生じないようにとの趣旨から比率について規定をしています。以上で条例内容の説明とさせていただきますけれども、この条例の施行期日であります、平成16年4月1日から施行したいと考えております。

以上、簡単ですが、12月議会に提案を予定しています斑鳩町男女共同参画推進条例についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、ご意見なり質疑がございましたら、お受けしたいと思います。

嶋田委員 ひとつお聞きしておきたいのは、3条の5番、生涯にわたる性と生殖に関する認識と権利の確立と。これはもの凄く複雑な言い回しというんですか、難解な文章なのは、これはどういうことですか。先程説明していただきましたけども、一寸分かりにくいんで、今一度お願いいたします。

企画財政課長 生涯にわたる性と生殖に関する認識と権利の確立、確かに非常に分かりづらいと言いますか、最近ここ10年の間に出てきた言葉でございます。ただこの考え方ということにつきましては、従来、いわゆる優生保護法、現在名称が変更されて母性保護法でしたか、名前を記憶しておりませんが、いわゆる女性の母体の保護、そういったこともこの概念に含まれております。要するに、直接的な意味においては女性の身体を巡る健康や自己決定の自由を保証すると、そういった内容でございます。要するに自分の身体のごときは自分で決定をするということが基本になるのかなと思うわけでございます。

嶋田委員 ちょっと、未だ分かりにくいんで、要は子ども、産む、産まないは女性の権利やということですか。

企画財政課長 女性が自分の産むということの権利を有すると、そういったことになるわけでございますけども、必ずしも、そこには限定されたものではございません。例えば、男女のカップル、或いは夫婦において、子どもを産むような環境にない。例えば、仕事、会社等において、子どもが産み、育てられるような条件が整っていないというような場合に

についても、女性だけに限らず、そのカップル、夫婦が、社会的な環境、或いは勤務等の環境を整えて、それを維持する。自由に出産をすると、子どもを設けると、そういったことも権利として認めましょうというんですか、権利としようと、そういう考え方のものでございます。

嶋田委員　いまいち、よく分からない。要はカップルで相談すればいいことで、一方が強制的に産めとか、産むとか、そういうふうなことは言えないということなんですか。

企画財政課長　やはりこの、男女共同参画社会の基本的な考え方としては、人権宣言に基づきます、男女がお互いに尊重しということが基本的な指針になってございます。そういう意味からも、強制をするということでは必ずしもないと、やはりそういった場合については話し合いで行われる問題と。いわゆるお互いを助け合いながら、理解し合いながらということになるかと思えます。

嶋田委員　生涯にわたる性と生殖に関する認識と権利の確立、5項になるんですかね、これは、要は、基本的に出産のことだとは思いますが、配偶者なり、夫婦なり、カップルなりで決定するということが基本的な考え方としてはそれでいいんですけれども、なんか難しい言葉回しで、誤解を受けるような感じを受けるんですけれども、これでいいんですかね。この言葉というんですか、文言。

企画財政課長　今、おっしゃっておりますのは、いわゆる妊娠出産に限定をすることではございません。ここで性と生殖というふうに謳わしていただきましたのは、妊娠出産だけに限定いたしますと、子どもを産めない女性、或いは子どもを産まない女性、或いは高齢の女性、さらには男性というものが除外をされてしまいます。そういった意味で、男性まで含めての、範囲に含めてということで、こういう表現になったということでございます。

坂口委員 7月にこれに関する意見を聞く会があって、その場に出させていた  
だいたんですけど、その時も言葉的なことが難しい言葉を使い過ぎる  
ということで、いろいろ意見があったと思うんですけど、その辺は配  
慮されているのか。今の嶋田委員の意見にもあると思うんですけど。

企画財政 確かに、委員会の中からも言葉遣いが難しい、行政的な法令用語の  
課長 使い方、或いは言葉言い回し等が難しい。そういったことも、意見交  
換会の中でもいろいろと意見を頂戴しております。そういった中で、  
できるだけ法律的な用語の言い回しについては、かみ砕いたものにし  
ようということで、十分配慮した条例案ということになってきておる  
と思います。ただ、基本的な概念の中で、先程議論になっていきますよ  
うな性と生殖に関する権利といいますか、こういったものについては  
男女共同参画の基本的な理念であるということの中で、どうしてもは  
ずせないということの中で、若干難しい点はございますけども、入れ  
させていただいているということでございます。

坂口委員 第7条に何人もあらゆる場において性別を理由とした差別的な取扱  
いを行ってはならないという項目があるんですが、性別を理由に区別  
しなければならない事柄って結構あると思うんですが、区別を差別と  
取られているケースも結構あると思うんですが、差別と区別の、その  
辺の考え方というのはどのようにお考えですか。

企画財政 差別と区別ということで取扱いを、従来から人権問題の中でいろい  
ろと取り上げられてきた問題でございます。区別と差別の違いといひ  
ますか、必ずしもこれがはっきりと明確な定義をされた問題ではござ  
いません。そういったことで実際に区別であるのか、差別であるのか  
というのは、個々の事例に当たって、それぞれの条件を考えながら検  
討していく必要があるというふうに思っております。

嶋田委員 前文、今読ませていただいて、いろいろ分かりにくい感じもするん

ですけど、それと同時に画一的というんですか、なんか男女を取りまとめて、ひとつにしているような感じが受けるんですけど、町の14年度の人と人が輝く未来計画の中にも歌われてるんですけども、女性の子どもを産むことができる性、母性ですね、初めとする生物学的な性を無視した機械的な男女平等を目指すものではないというふうに書かれてあるんですけど、これを読むと何かそんな感じ。機械的に、ただ単にひとつに纏めているという感じがするんですけど、それぞれ男女の特性というものは自ずとあると思うんです。それはジェンダーというんですか、性的な差別じゃなしに。そういうものを入れていただいて、その上で男女が一緒やと、性による差別もないと、そういうふうな形をしていただけたら有り難いとは思いますが、前文にそういう文言入れるとか、第2条にそういう文言入れるとか、そういうふうなことはもう無理なんですかね。

企画財政  
課長

男女の特性ということのお言葉が出たと思うんですけども、生物学的な特性といいますのは、学者さんの本を読んだ範囲の中でのお話になるかとは思いますが、なかなかその辺が実際に人が思っているほどには特性というのが見あたらないのかと、というような結果がでております。そういったことで、条例に盛り込むとなりますと、この辺を厳密に定義をし、考えていかなければならないということになりますと、非常に難しい問題じゃなかろうかと思うわけでございます。

嶋田委員

条例を作られるんですから、その難しい問題もクリアーしていただけたら、なによりだと思いで、前文に関しても、ただ単に差別があかんねんと、とにかく人間として基本的な、女性もう社会に出て行きなさいと、出ていく芽を潰したらあかんということだと思いでですけども、それぞれ特性というのがあるので、それを認めつつ、ひとり人間として認め合おうということであれば、血が通っている形にはなってくると思うんですけども。それに付随して定義のところでも、それぞれの特性を認め合いつつ、男女が平等に社会的、政治

的、経済的に受けることができと、そういうふうにやっていただけたら、血の通ったものを感じられるのではないかと考えているんですけども。

企画財政  
課長

男女の生物学的な特性ということについては、個人個人によって、またそれはばらつきがあると思うわけです。だから、基本になるのは、性別に関わりなく、前文にも歌っておりますけども、性別に関わりなく全ての人個人として尊重される。そして対等な関係で分かち合う。そういうことが一番の基本になろうかなと思います。そういった意味で、そこに特別に特性に拘る、拘るといって語弊がありますが、特別にそれを取り上げるというようなことは必要なかろうかというふうには、思っておる訳でございます。

委員長

いろいろ議論がしてもらっているんですけども、どっちも分かったような、分からんようなことばかり言って、繰り返しているだけだと思うんですよね。だから、文章を作って、いろいろ事を書いておけばいいということではなくて、いかにして、お互いに人格を尊重していくかどうか、・・・・に尽きるんだと思うんです。本来は。色んな事言ってますけど、議論してはいくほどにね、矛盾が出てくるような関係になっていると思うんですけどね。本当にこれで推進していくことになるのかどうか、ということになると思うんです。ただ、疑問に思うのは、今日のこの場所はどういうふうに理解いたらいいのかな。とにかく条例審議をしているわけではないですから。付議事案に予定をされているものの、趣旨説明をしてもらおうと、それで理解を深めようということにしているんですけども、このままで論議を続けていいんかね。どう処理をしていったらいいんかなと迷っているんです。こういうところがいかんし、こういうものがいかんし、未だ、従って12月議会に提出するということについては、検討をよくせんないかんと、いうことやから、一寸早すぎると。実現ということになるんかどうか、そういうことにならないと、取扱いを決めていくという

ことにはならないと思うんです。取扱いを巡ってでも、またいろいろ違った・・・、意見聞かしてください。

小野委員　このように条例制定のことで事前の委員会という、ちょっと語弊があるのですが、このような議論がいろいろ出てきたということは初めての経験で、もの凄く危惧しておるんです。その委員を述べておられる委員さん、確か嶋田委員は男女共同参画推進委員のメンバーであると、議会から行ってもらっている委員であるし、また、坂口委員は斑鳩中学のPTAの会長として、先程の質問の中にも説明会というんですか。PTAの方での説明会だったのか、どうか知らないが、そこへも参画して、その時の状況もいろいろ述べておられる。課長の答弁の中でも、それらのことについても、言い回し等についても、配慮したということで、さらにおかしいんじゃないかなという委員さんからも出てます。だからもう少し、私は質問という形だったら、推進委員会でどんな意見がでたのか、それで纏まったのがこれだという話も聞かせていただきたいなと思いましたが、委員長がそこまで、それをやっても、埒が空かないだろうということで、12月議会に提出されるということは私は慎重にやっていただきたいな。でないと、このまま進んでいって、上程された場合にこの委員会で修正案が出る可能性があるんじゃないかなと。そういう具合になってくるのも、こういう条例の性格上、あまり議会との対立しているというような形をとるのは好ましくないんじゃないのかなと思いますので、この委員会でこの素案を上程されずに、先程課長から16年の4月日施行したいという思いもありましたので、この12月議会では提出されない方がいいんじゃないのかなと、そのように意見として申し上げておきます。

委員長　もうちょっと内容検討せいへんかという意見もでてるんやけど。理事者側どうですか。そうしようかということになるのか、いやもう出すんやという、変わらへんということか。

町 長 　　ただひとつ、やっぱりこの検討委員会、まさに今小野委員がおっしゃったように、嶋田委員も出ておられるわけですから、ある程度その内容等提示をさせていただいて、その中でこういう形になっていくのではないのかなという形を作ってなかったら、結局、皆さんが公募もされ、或いは専門的な方も交え、弁護士も入れながら、こういうひとつの答申を私どもにいただいたのですから、その辺の答申文等も十分検討材料にさせていただいて、ある程度そういうことをしていかなかったら、出すわ、こんなん言うたら、結局いろいろ文句あるとなってきたら、なかなかそう簡単にいかないと纏めで。その辺の調整をさせていただかなかかったら、できないのではないかなと思っております。

委員長 　　暫時休憩します。

（午前10時06分 休憩）

（午前10時31分 再開）

委員長 　　再開します。ただ今議題といたしております、斑鳩町男女共同参画推進条例の制定については、今なお実効性のある内容とするためにも検討を必要とするので、さらに継続して審議をするということにして条例制定は3月議会を目途に努力をするということに、本日の委員会で処理をしておきたいと思いますが、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 　　それではそのようにさせていただきます。

続いて、特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題として、説明を受けることにします。総務課長。

総務課長 　　特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する



る条例の一部を改正する条例についてでございます。お手元の方に資料NO2を提出させていただいておりますので、そちらの方もご覧いただけたらと思います。

今回の当条例の改正は、議員皆様の期末手当の支給率を0.2月減じる内容の改正であります。国において、「特別職の職員の給与に関する法律及び2005年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律」が本年10月16日に公布され、内閣総理大臣等の国の特別職に係る俸給月額の特減のほか、期末手当の支給率が、年間3.5月から3.3月にマイナス0.2月を減ずる改正がされました。その理由といたしましては、一般職の国家公務員の人事院勧告により給与改定に伴い、本年4月からの年間給与について官民の均衡を図るため、特別職の職員についても減額の特改定をしております。そこで、当町における特別職の期末手当の支給率につきましては、今日までこの法律に準じてきているところから、当条例におきまして議会議員皆様の期末手当の支給率等につきましては、国の特別職の期末手当の支給率に準じる改正を行うものであります。改正の内容についてであります。資料2の4ページ目の要旨の表をご覧くださいと存じます。本年度では、既に支給が終わっている6月期は現行1.7月で6月期も1.7月そして12月期は現行は1.8月でございますがそれを1.6月に改正をし、本年12月の期末手当でマイナス0.2月を減じて、年間支給率を3.5月から3.3月に改正しようとするものであります。この改正につきましては、1ページに戻っていただきまして改正案の、第1条の改正であります。また、4ページの表に戻っていただきますが、平成16年度以降におきましては、6月期と12月期の期末手当の支給率の割合が変わり、6月期は1.6月、12月期は1.7月、年間支給率は本年度と同じく3.3月となる改正を行っております。この16年度以降の改正につきましてはその他1ページの方の第2条の改正内容になっております。なお、資料2の2ページ・3ページには、当条例の改正部分の新旧対照表をつけておりますのでご参照いただけたらと存じます。

以上が改正の内容でございますが、なお、この改正の時期についても少しご説明を申し上げたいと思います。この改正の時期につきましては、1 ページ目の改正案の付則において、施行期日を「この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する」といたしており、12月期の期末手当につきましては、12月1日が基準日であることから、12月期の期末手当の支給率を1.8月から1.6月にするためには、この条例改正（期末手当の引き下げ）を12月1日までに行う必要があります。このことから、議会運営員会におきまして12月議会での、この国の給与法改正に関連いたします当町の条例改正の取り扱いにつきまして、温かいご配慮をいただき、12月議会の初日を11月28日としていただき、その日に当条例のほか、この後出てまいります、常勤の特別職にかかります期末手当の支給率を引下げる改正を内容といたしました

「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」、並びに人事院勧告に基づきます一般職の職員の給与の減額改正を内容といたしました「斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例」の一部改正議案と合わせました3議案につきまして、議会初日の本会議におきましてご審議を賜り、ご採決を賜るように議会の運営につきましてご配慮をいただいたところであります。何とぞよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。なお、県内の各市町村におきましても、特別職及び一般職の給与関係条例につきましては、12月1日までに条例が施行できるように、臨時議会の開催あるいは12月議会の初日を早めるなどの措置を講じられていると県より聞いており、重ねましてよろしくお願いを申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、議員皆様方におかれましては、何とぞ温かいご審議を賜り、よろしくご理解を賜りますようよろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

委員長

何か質問ございますか。

小野委員 条文の成り立ち、前文がないのでちょっと分かりにくいんですが、第1条で今年度の分を改正しておいて、2条で16年度と、そういう条文のあれになっているのかな。1条と2条に分けてあるのかな。元々から。

総務課長 2段階に。

委員長 あのね、本来なら給与条例、人勧に基づいての措置ですから、2, 3, 4と一括して、扱う方が説明もし易いし、扱いやすいと思うんです。以降の関係でも言えるように、今小野議員の方から質問がありましたように、12月手当の関係がありますから、そこを減額せんないかんで、たまたま今年の場合は11月に初日が始まりますので、初日に決議をしておく、可決していただくことによって、専決処分をする必要がないと。今までは専決処分しているんです、この関係については。その関係がないということは、この2段階の関係がここに来ていると、いう関係が違ってきている訳ですよ。これは、あとで言う3, 4の関係も同じ事なんです。取扱いは。・・・決めることになりますけども、その事も含めて、してもらいたい。この関係は説明では本来総務委員会で取扱いを了承されたら、初めて議運でそういう扱いをして下さいということになるんであって、議運に初めに、取扱いするんだということは順序違いだと思うんです。総務委員会、了承しないのに、そういう取扱いを勝手に決めるということならないし、そういう条文になっているから、了承してくれということであれば、筋としては間違いだと思うんです。事務局の方でそういう説明をするのが、必ずしも適当ではないということだけ、申し上げておきます。非常勤の関係よろしいですか。12月に実施するんやさかい、日でいえばあうけど、それも初日でせんなあかんわな。真ん中でせんなあかんわな。最終日までいったら、あかんわな。支給日とずれるわな。取扱いの問題はいいんでしょ、議運の委員長。

小野委員 今、委員長から話のあったとおり、議運としては9月議会の最終の議運の時点で、総務部長から相談を受けてまして、その中で議会運営委員会として、委員のメンバーに説明をして、会期日程の決定には議運が任されておりますので、こういう形で行けば専決処分もしくは臨時議会等について、そういう形を採らなくてもいけるということで、前倒しということで。議運としては最終日に議運の委員長からということで進めさせていただいたと記憶しておりますし、皆さんにもそのように出させていただいております。今、総務委員長から話がありましたけど、提案の説明の中にそういう文言を入れるのは妥当ではないと思いますので、その点は別に提案説明の中で触れることは一切ないと思いますので、その点よろしく願いしておきます。

委員長 他よろしいですね。あとずっと、3、4の関係も出てまいりますけど、その面について、ここでお互い確認をしておきたいと思います。特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については終わります。

次に、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを説明して下さい。

総務課長 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。お手元の方に資料N o 3をご覧くださいと存じます。先の「特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」と同様に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部が改正され、それを受けまして当町におきましても町長、助役、収入役の特別職三役の期末手当の支給率につきましても同様にこの国の法律に準じて、期末手当の支給率について改正を行うものであります。

改正の内容につきましては先程と同様でございますが、すいません、資料N o 3の4ページ目、要旨の表をご覧くださいと存じます。平成15年度につきましても先程と同じように、6月期は1. 7月、

1 2月期は1. 6月。平成16年度以降におきましては、6月期は1. 6月、1 2月期は1. 7月、年間支給率は3. 3月となる改正を行っております。改正の内容につきましては以上でございます。よろしくご審議を賜り、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 内容的には非常勤の職員の給与改定と同じ事ですから、特別職の関係よろしゅうございますね。

次に、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを説明を受けます。

総務課長 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。この事につきまして国家公務員の一般職の給与に関する人事院勧告が本年8月8日に行なわれましたが、当町といたしまして、本年もこの勧告を尊重したい旨、前回の総務常任委員会でも申し上げてまいりましたが、去る9月26日、国家公務員の給与改正法案が閣議決定され、10月10日、国家公務員の給与改正法案が可決成立、10月16日に公布をされました。

このような国の改正を受けまして、当町の給与条例にかかります具体的な改正内容でございますが、お手元の資料No4、最後のページ、11ページでございますが、要旨をつけておりますので、要旨をご覧いただきたいと存じます。

( 要旨の朗読により説明 )

総務課長 以上が改正の内容でございますが、なお、資料No4の1ページをご覧いただきたいと存じますが、これにつきましても第1条と第2条の2段階の改正となっております。第1条にかかりましては、給料表の改正と扶養手当及び平成15年度に係る期末手当の支給率の改正で、第2条につきましては、平成16年度から改正を実施する部分で、通勤手当の改正及び期末手当の支給率の改正についてであります。

また、資料の4ページから10ページまでは、条例の改正部分の新旧対照表をつけさせていただいておりますが、説明につきましては省略させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、前回の総務常任委員会でご説明を申し上げました住居手当についてであります。国においては、持ち家にかかる手当の月額1000円の支給につきまして、廃止することとしておりますが、奈良県の人事委員会が行った勧告には、国と地方とは実態が異なるとしまして、住居手当を廃止する勧告は無く、また、県においては、住居手当については廃止をしないこととされております。また、郡内各町村においても、国と地方との実態が異なるということから、住居手当の持家にかかる手当の月額1000円については、県に合わせて廃止しない方向であり、さらに、組合からも住居手当については廃止をしない旨の要求があったところであり、当町におきましても、当町の地域性や市町村の動向を見据えるなかで、住居手当の持家の者にかかる月額1000円の支給については、現行通り支給をしていくこととして、改正案の上程をさせていただきたいと考えておりますのでよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。また、この条例を施行するにあたりましては、国家公務員の給与改正と同じく、給与が引き下げになります分を4月に遡り、平成15年4月から11月までの8ヶ月分の引下げられた差額について、本年度の期末手当から差し引くこととしており、この12月期の期末手当において差額分の調整することとしております。これらのことから、当町にかかります実施時期につきましても、特別職と同じく、12月1日までに当条例の改正を行う必要がございますので、議会初日の本会議におきまして、よろしくご審議を賜り、ご採決を賜りますようお願い申し上げたいと存じます。

なお、県内の各市町村におきましても、給与条例につきまして12月1日までに施行できるように、臨時議会の開催、あるいは12月議会の初日を早める措置などを講じられているところであると、県から聞き及んであります。

また、県下の給与条例の改正状況等につきましてですが、県をはじ

め、近隣市町村の動向は、国家公務員の給与改定法案に準じた改正を予定している市町村がほとんどであり、当町におきましても、同様の改定とさせていただきますが、何とぞよろしくご理解を賜りますようお願いを申し上げます。また、職員労働組合との協議につきましても、去る11月13日に交渉を行いました。組合側は、今回の給与を引き下げる内容の改正について、給与条例施行後の減額については理解をするが、12月期の期末手当において、平成15年4月から11月分までの8ヶ月分の引き下げにかかる給与相当分について、遡及の調整を行うことは容認できないとのことでした。しかし、近隣市町村の給与改定状況を見るなかで、ほとんどの市町村が当町と同じ内容での給与条例の改正を行うなか、12月の期末手当で民間企業との実質的な均衡を図るための調整も行うこととしており、組合側も、県や近隣市町村の給与改定状況は把握していただいていること、また、「自治労の統一要求でもあり、遡及は容認できない」ということでもありますものの、この条例が施行されても、斑鳩町の職員組合としては抗議行動をする予定はないということも聞いているところから、当町といたしましては、近隣市町村の職員の給与等の均衡や民意の動向等を考えるなかで、この条例改正案を12月議会に上程させていただく予定であります。何とぞよろしくご了承を賜りますようお願い申し上げます。最後に予算面ではありますが、人事院勧告の通り実施するいたしますと、一般会計（職員数218名）ベースですが、給料で、8,392千円の減額、扶養手当で、396千円の減額、一般職の期末・勤勉手当で22,670千円の減額、議会議員、三役の特別職をあわせた期末手当は、2,665千円の減額、その他（調整・管理職手当）466千円の減額となり、合計約34,600千円（34,589千円）の減額となります。なお、この金額は、人事院勧告にかかります分であり、例年12月に、人事院勧告に係ります人件費の補正予算をお願いいたしますときに、併せて平成15年4月1日付けの人事異動による補正もお願いをしてきており、その額は、一般会計において、職員2名（再任用1名の減・退職1名）及び育児休業者7名の給与の

減額等により、今回、約37,000千円の減額となりますが、本年も同様の措置をしたく、委員皆様のご理解とご協力を重ねてよろしくお願いを申し上げます。なお、これらの人事院勧告分と人事異動等を含めました人件費にかかります一般会計の補正予算額は、約72,000千円の減額を見込んでおります。

以上で、説明を終わります。何とぞ温かいご審議を賜りまして、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりました。質問ご意見をお受けいたします。

木澤委員 一定説明をいただきましたけども、今回の人事院勧告に基づく給与改正は過去に遡っての減額で、不利益不遡及の原則に反するものになっていると思われまじけども、先程ご説明いただきましたけども、これについて見解はどのようにお持ちなのかお聞きいたします。それと、組合との交渉を行う中で、住居手当など要求があり、一定交渉などを行っていただいているということですが、全体としての合意は得たということですが、その経過の中で問題点などはなかったのかということも少し、お聞きしたいと思います。3つ目として今回の改定によって、先程説明の中で、3,700万円全体として引き下げとなりますけども、それによって町内の消費の低迷が懸念されますけども、それを含めます全国的に今回の人事院勧告を受けての給与改正によって、どのような景気対策に影響があるかということですね、3つの点で質問したいと思います。

町長 1点目の遡及の関係については県の関係で裁判をされています。裁判事例等を見ていかなかったら、なかなか理解ができないということで、組合側ともそういう話も申し上げ、組合としても一定の関係等についてはご理解をいただいていると思っております。2点目の住宅手当については1000円と、現状維持の・・・、概ね大体要求等についてはいろいろございますけども、改善していくものは改善していく、



改善できないものは辛抱してもらおうという話は、概ね私の方でさして  
いただいて、あと担当で細かく打ち合わせをする訳ですから、概ね組  
合としても現状特にこうして無理をいうことも、理事者側に対して大  
変であるという気持ちは持っていると思っています。3  
点目の景気の関係については、それだけ減額をされたから商売はどう  
かと。私は商売はどうかという問題よりもみんなが買う意欲が出てく  
ると、減額されたからどうかというよりも、現在は循環型ですから、  
ものが有り余っているというデフレ傾向ですから、そこらをどう経済  
対策していくかという問題等もございますし、とにかく100円、8  
8円ショップがどんどんはやっている時代ですから、その辺のことを  
考えますと、関西では阪神タイガースが優勝をしたことの景気だけが  
報道されているだけで、なかなか関西の復権はなかなかできないとい  
うこともおっしゃってますように、みんながそういう意欲になれば、  
またそういう活力が出てくるんじゃないのかなと、今の状況等考えま  
すと、経済的に大変な状況であるし、株価等についても1万円を割っ  
ている状況ですから、なかなかそう簡単に景気が浮上するということ  
も考えられないと思います。ただ、職員の給与が減額したから、買い  
物が減ったから潰される。日常の食べ物、或いは消費するのは買わな  
いといけませんから、地元で買っていただくということについては、  
我々としては商工会等を通じながら努力をしていくことが大事だろう  
と思っています。

木澤委員 1番目の人事院勧告にもとづく、それが不利益の遡及になっている  
ということに関しまして、不遡及の原則というのは新たに制定されたり、  
改正された法律が施行以前に、その関係に遡って適応しないとい  
う原則でありまして、そうなれば既得権を害したり、反故にされたり、  
予測を裏切ったりして、法的安定性が害されるということが、根拠と  
されています。今回のように支給されている分を4月に遡って、12  
月の一時金から減額するというのは調整という言葉のごまかしであり  
まして、不利益不遡及の原則に反しているものであると、指摘をして

おきます。最高裁でも闘っているということですが、過去の判例におきましても不利益不遡及の原則は具体的に発生した賃金請求権を事後に発生した労働協約や事後に変更された就業規則の遡及適用により、処分変更することは許されないという過去の判例もありますことから、これに尽きましても法的にどうなのかという立場でしっかり今後も見なければいけないと思います。2番目につきまして、組合との交渉の中で個々の細かい点も今後しっかりと交渉を行っていただきまして、職員の生活の保障の面、また労働意欲を損なうことのない、このような点にしっかり配慮していただきまして、今後も交渉に努めていただくよう要望いたします。3番目の景気対策の影響ですけれども、先の衆議院総務委員会、これでも政府の答弁として、ある程度マイナス面はあると認めています。確かに今の社会状況を考えますと、官民の給与格差はあるかもしれませんが、先程も町長いっておられましたけれども、ものが余っているからそれをどうするかという問題よりも、国民の購買意欲をあげる手だてを立てたら、公務員の賃金を民間に合わせるということだけでは逆に消費を落ち込ませてしまう。これは景気対策ということからみますと、逆効果であると私は考えます。個人消費の活性化こそ、景気回復の鍵であるという立場から、阪神タイガースの優勝のように購買意欲を活性させる、そういった対策を町としても具体的に力を入れていただくと共に、国や県に対してもそういう声を強くあげていただきますよう要望いたしまして、意見とさせていただきます。

委員長

他にございませんか。

ないようでありますので、それでは一括して、給与の関係条例については、それぞれ減額するという内容の条例であります。何れにいたしましても、12月議会でそれぞれ上程をするという趣旨の説明でございますので、その点を理解をしたうえで、具体的な実質的な審議については12月議会で行うということで、本日はこの程度で留めておきたいと思いますがよろしゅうございますか。

( 了 承 )

委員長

そういうことでお願いをいたします。

次に、平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）について、説明を受けることにいたします。

企画財政  
課長

それでは、12月議会に提案を予定しています平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。資料6をご覧くださいと思います。まず、歳入総括表からご説明をさせていただきます。表の一番下の計欄をご覧ください。既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ1,702万9千円を追加し、歳入歳出それぞれ84億2,561万3千円とするものであります。

その主な補正の内容といたしましては、まず第12款国庫支出金では、児童手当の支給にかかる負担金及び保険基盤安定負担金の国庫承認の増額により、民生費国庫負担金を318万8千円増額し、第2項国庫補助金については、斑鳩小学校南館校舎耐震補強工事にかかる国庫補助事業につきまして、補助率が当初の3分の1から2分の1に引上げられたこと及び斑鳩中学校トイレ改修工事が新たに国庫補助対象に採択されたこと等により、教育費国庫補助金で合わせまして871万9千円を増額補正するものであります。

次に、第13款県支出金では、民生費県負担金で、国庫負担金と同様の事由により、85万2千円増額し、第2項県補助金については、医療費助成にかかる県補助金の増額及び産休等代替職員設置事業が新たに承認をされたことから、民生費県補助金で387万円を増額補正するものであります。

次に、第19款町債では、中宮寺跡史跡用地購入事業において、今年度の事業費が固まりましたことから40万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして裏をご覧ください。歳出予算の補正でございます。給料

及び職員手当等の職員人件費につきましては、4月に実施しました人事異動及び期末手当等にかかる給与改定に伴う補正を、それぞれの費目におきまして計上させていただいており、総額では、7,363万4千円の減額となっております。

次に、人件費以外の主な内容につきまして、ご説明をさせていただきます。第2款総務費では、一般管理費で、産休等にかかる臨時職員の雇用が当初見込みを下回りますことから、臨時職員賃金及び社会保険料等で241万5千円を減額、企画費については、合併協議会の運営にかかる負担金100万円の増額補正をお願いするするものであります。これは、主に新市建設計画小委員会にかかります委員報酬等の計上によるものでございます。次に、斑鳩町議会議員選挙費では、選挙執行経費の確定によりまして、196万8千円を減額補正するものであります。

次に、第3款民生費では、社会福祉総務費で、国民健康保険事業特別会計において、人件費、事務費の補正を行うことに伴いまして、国保職員給与費等繰出金の増、及び普通交付税の確定に伴う国保財政安定化支援事業繰出金の減により、国民健康保険事業特別会計への繰出金835万6千円を減額補正するものであります。

次に、医療対策費については、重度心身障害老人等医療費助成金等の増加が見込まれますことから、855万円の増額、介護保険事業繰出費では、介護保険事業特別会計における人件費にかかる予算補正に伴う職員給与費繰出金1万6千円を増額補正するものであります。

次に、児童手当費では、児童手当給付費の増加により、288万5千円を増額補正するものであります。

次に、第4款衛生費の塵芥処理費ですが、ごみステーション方式によるごみの収集を町民の皆さんにお願いをし、鋭意その進捗を図ってまいりましたが、今般その設置要望件数が当初見込みを大幅に上回ることから、400万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第7款土木費では、公共下水道費で、公共下水道事業特別会計において人件費の補正に伴いまして職員給与費繰出金の減、また、

消費税還付金の確定に伴う公共下水道事業費繰出金の増額により、公共下水道事業特別会計への繰出金389万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、第9款教育費では、私立学校振興費で、私立幼稚園に就園する園児が当初見込みを上回るが見込まれることから、私立幼稚園就園奨励費補助金262万8千円の増額補正をお願いするものであります。

次に、社会教育総務費では、社会教育指導員の報酬96万4千円、公民館費で、公民館館長の報酬206万8千円を、それぞれ雇用形態の変更、あるいは公民館長を課長補佐の兼務としたことにより減額補正するものであります。史跡中宮寺跡の整備につきましては、用地取得費について44万5千円の増額をするものであります。最後に、第12款予備費については、今回の予算補正から生じた財源8,094万3千円を、予備費に留保させていただくものであります。

以上、12月議会に提出を予定しております平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第7号）についてのご説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑ご意見がありましたら、お受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 なければ、ただ今提案説明のありましたような内容で通常議会に補正予算が上程をされる事を了承していただきたいと思えます。具体的な審議を終わりたいと思えますが、よろしいですか。

（ 異議なし ）

委員長 次に、議会の委任による町長専決処分を求めることについて（平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）について）説明を受けま

す。

企画財政課長      それでは、12月議会において、町長専決処分の承認をお願いする予定をしています平成15年度斑鳩町一般会計補正予算（第6号）についてご説明申し上げます。資料7をご覧頂きたいと思います。まず、1ページをお開き下さい。この補正予算では、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,140万9千円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ84億858万4千円とするものでございます。これにつきましては、去る10月10日に、衆議院が解散をいたしました。これに伴い、総選挙が実施されることになりましたことから、その選挙執行経費について、同日付けで補正予算を専決処分させていただいたものであります。

以上、簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。

委員長      先行取得分についてよろしゅうございますね。付議事案に係わるその他事項についてははこれで終わりたいと思いますが、  
次に各課報告事項について、大字龍田財産区にかかる建物収去土地明渡請求事件についての件で、報告を求めます。

企画財政課長      大字龍田財産区にかかります建物収去土地明渡請求事件につきまして、現在の裁判の状況をご報告させていただきたいと思います。

前回の総務常任委員会におきまして、委員長より裁判についてのお尋ねでございました。その際、現在の状況として裁判官の方から裁判を年内に決着をしたいとの意向が示されました。そういった中で、裁判を継続するのか、或いは調停手続きを取り、調停をするのかという、選択を迫られているという、そういう状況にあるというお答えをさせていただきました。その後、10月14日の公判におきまして、これまで裁判がお一人の裁判官によって進められまいりましたが、裁判官を3人とする合議に改まり、それと併せまして、裁判長より裁判を終結できるところまで審議をもっていきたい。そしてその上で和解をす

るかどうかお聞きしたいと、そういうお話がございました。つまり、判決を出せるところまでは審議を進め、そこで和解が出来なければ、判決となるということでございます。町としまして、平成11年に訴えを提起して以来、これまで和解の話し合いを続けてまいりましたが、途中、土地の話し合いということはありませんものの、金額面での双方の主張は非常に大きくかけ離れています。今後和解の話し合いを継続いたしましたとしても、到底和解に至るような状況にないという判断をいたしております。そういったことから、今後は、裁判の審議を十分に裁判所によって、尽くしていただきまして、判決をいただきたいと考えておる次第でございます。以上、簡単ではございますが、大字龍田財産区にかかります裁判の経過とそれに対する町の考え方のご報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりました。質疑、ご意見ございますか。

小野委員 今回の課長の説明を理解していくなかで、前回もこの委員会で委員長からの質問で、年内に決着をとというような感じでお答えもしておられ、私も納得しておったんですが、10月14日に3人に合議制に変更になったと。その際裁判官の方から終結に向けてという事でその時期もやはり年内にという事で理解してよろしいですか。いや、それは裁判官はそこまで言うておられないというか、そういう思いはないという判断したらいいですか。

企画財政課長 年内と言いますのは、8月の時点の話でございまして、この10月14日の話の中では、あと2回ないし3回の審議を進める、そして終結になるという事でお聞きしております。

小野委員 という事は今まで11年からの裁判でどれくらいのペースで公判が行われているのか。それと2、3回という事でしたら、だいたい結構ですから、何月頃が終結という時期、裁判が思っておられるのか、

こちらにも認識してるのか、言える範囲で結構ですから。

企画財政課長 裁判の間隔につきましては、裁判官と双方代理人の都合等で決める事でございます。必ずしも計画的に進められてるという事ではございませんが、概ね1ヶ月を目途に裁判を進めておるとい事です。ただ、そういった中で1月半ぐらいには延びるとい事はございますけれども、そういった意味では3月ぐらいには結審をするのではないかと考えております。

小野委員 課長のあくまでも推測として聞いておりますので、あまりずれ込んでそれで何や、と言うような事は言いたくありませんので。それと今日も旭ヶ丘の自治会長も傍聴という事でおいでですので、以前からこの裁判の経緯については、定期的というのか、いろいろな変化と言うんですか、そういうのがあるごとにこちらから、町から地元への説明にお伺いするという約束もしておられて、実行もしておられたと思うんですが、それについて、今回この委員会、今報告していただいているんですが、この事については地元自治会との話はされているんですか。今後いつ頃される予定なのかちょっとお伺いしておきます。

企画財政課長 地元自治会につきましては、本年の2月、それぐらいの時期に一度お話をさせていただいております。ただその後裁判が流動的でございます。また、確定的なお話ができない中で、現在地元に対しては話はさせていただいてない状況です。

小野委員 委員会に報告していただいている分についてはまだという事で、この委員会以後に地元へセッティングと言うんですか、説明会をされる予定があるんですか。それといつ頃というのがあるれば、やはり前回の説明会の事で話の中で、担当課長が変わっておられますので、当然引き継いでおられると思いますが、割と色々な意見が出たんです。その事についての事もありますので、今回こういう形で委員会に報告され



ておりますから、できるだけ早く地元へも話をしていただいたら安心していただけるのかなと、そういう事もありますので、前回の説明会2月ではなくて、その前だったと思うんですが、私も実は同席しておりましたので、その時の意見というのを直に聞いてますので、割と心配しておられたというのが率直な感じだったので、それらについて予定としては今のところ考えておられないとか、地元へは今から交渉していかれるのかをちょっとお聞きしておきたいと思います。

総務部長 これまでに地元の会合をかいまして、そこにお伺いさせていただいて、状況の変化等ありましたら、ご説明申し上げてきたわけございまして、先ほど課長が申しあげましたように、本年は2月頃にそうした事でさせていただいたという事でございます。今後委員会でそういった町の方針についてご了承をいただけるならば、そういった事でできるだけ早い時期にご説明に、助役とも相談しながらご説明申し上げていきたいという考えですのでよろしくお願ひします。

委員長 この件よろしゅうございますね。  
それでは一応予定をいたしておりました、理事者側からの報告についてはこれで終わる訳ですが、何かございますか。理事者側。

それでは委員の皆さんの方から何かございましたら、お受けしたいと思ひますが。

小野委員 大きく1点。まず1点目なんですが、前回の本会議で一般質問させていただきました、集会所の整理と言ったらあれなんですけど、区別ですか。いろんな集会所という形態がありますが、公民館の分館扱い、またディベロッパーから寄附を受けたやつ。それらの使用対応に合った管理の仕方という事で、以前からこの総務委員会でも何回も委員長を始め、いろいろ話をされてたと思うんですが。その中で前回の私の一般質問の中で登記の問題を出しておりました。と言ひますのは、登記と言ひるのは、一番やはり第3者に対抗する要件ということで、もち

ろん、そういう形になっている事もありますし、開発業者からの寄附を受けておられるのは、登記をされてて、ちょうど斑鳩町という名前をなっておりますし、例えば補償等で建設された集会所、それとか公民館の以前の補助規程に則っての補助金で建てておられる公民館分館、分類としてはそこになるんですが、そういう建物について、登記がまだまだされてないように思うんですが、今後どのようにしていこうとされているのかお聞きしたいと思います。

総務部長 この関係については、9月の一般質問の中でお答えさせていただいた中で、いわゆる開発工事によりますものについては、そうさせていただいておる。それ以外の補助の関係については未登記であるという事を申し上げさせていただいたところでございます。今おっしゃるように、不動産登記法や当町の財産規則等によりまして、本来登記すべきという事はおっしゃる通りでございます。我々としてもそのように受けとめております。しかしながら現状の中で、整理していくについては、登記費用面等々の問題点もあり、財政難の中で、そういったものも出てくる訳でございますけども、将来そうした方向でいかなければならない事は十分認識しておりますので、今後の検討課題という事にさせていただきたいと思っております。

小野委員 登記法云々の事ももちろんありますが、私は管理の仕方でもう少し明確にしておかなければならない、今後の事でね。例えば公民館分館の補助金で建てておられる建物が登記をされてないという事で、その建物は何か、誰のものか分からない。そうした中で土地が町の土地であれば、町は財産規則に則ってそれは使用貸借の契約というのですか、きちっとしたものをしなくてはいけない。その中で補償で建てられた物件については土地は町だと思うんです。そしたら、その地元の自治会は自分らの建物を建ててもらって補償でいただいたんだと。そのように理解されてる所もたくさんあると思っておりますし、そこらがあやふやに済ませておく事が、やはり他の住民からの視線で言えば、何かおか

しな事が起きてるといふようにも理解、解釈されかねないと思ふんです。その為にもきちっと登記をしておいたら、この建物は補償したんだと。でないかと、後々の町の建物でありながら、地元が補償等で自分らの物だといふ認識のもとで、そしたら補助申請をされた時にね、何かアンバランスな補助金の支出の仕方になってくるんじゃないかな。またそれで・・・いった時に、やはり返答に困ってくるような事があると思ふますので、早急に検討課題と言ふことではなくて、これは実施しないといけないといふ事だと私は理解してますので、検討してる余地は私はないと思ふます。その事だけ、この集会所の登記、明確さ、きちっとした管理の、どこへ誰が見ても、これはどここの建物であると。だからここが使っている。これは町の建物だから町民が誰が使ってもいい。管理運営だけをその地元の人にお任せしていると、そういうしっかりした管理を早急にしていただきたいと、そのようにお願ひしておきます。それと前回の議会で色々議論がありました。その中で、無償譲渡の件なんですけど、峨瀬の集会所用地の分についても無償譲渡の議案で意見が分かれました。その中で、私が認識する中では地縁団体を設立する時に何か名前を使われたんだといふ事で、第3者からその人の名前、5人の名前挙がってきた。それで議会の方でもその議員さんの中でもその事についての、しっかりした、はっきりした整理の仕方とか、それらの対応の仕方についてのみ、私としてはそれでこの議案に反対する理由がちょっと理解できないんですが、その方もおられたように思っております。その後その名前を載せてあった人に、調査についてどのような結果が出ているのかちょっとお伺ひしていきたいと思ふます。

総務部長

ご心配いただいておりますけれども、そういった方々につきましては、峨瀬の自治会の方で調査していただいた中で、いわゆるそういう報告を受けています。その中で自治会内でいろいろ連絡、そういった関係についてはいろいろ、ある事はあるといたしましても、集会所を建てる事とか地縁団体を設立する事については一切異議はな

いというような、総体的にそういうような関係での意思であったという事で、その関係については確認致しております。

小野委員　　という事は、一つの議論になった、調査不十分とか調査についての部長の答弁、申し訳ないです、不満があるという事でおっしゃった議員さんもおられますし、それについては、私は説明の中で別に今の議案とその議案とはあまり関係ないと私は思ってたんですが、もちろん賛成の意見で言ったんですが。その中で私はこれは議会としては以前からの約束事だというような意見も申し上げました。理事者の方も、もちろんお持ちだと思うんですが、ある議員の方で、これは9月議会で判明しました。そういう施設協力金、1440万円の土地で返すと。町長が峨瀬自治会役員と約束をした、9月議会で判明した。この議員さんが新しい議員さんだったら勘違いされたのかなと思いますが、11年の6月議会の総務委員会からそういう話も提案されていたという事なんです、このような文章で、口約束で町行政が通用するのでしょうかとか。また、その中で何か分からないんですが、町長の行為は泥棒、盗んだものを返せば問題はないと言ってるのと同じで。少なくとも、議会や町民を馬鹿にしてる。私は馬鹿にされてるとは思ってないんですが、これらについて理事者側はどのように認識されているのですか。

町長　　どのように認識するかという事ですが、この方は過去にも服部の集会所でもありましたように、総務委員会でいろいろ議論する中で、ずっと皆さん方が議論する中で、それでも結局裁判で訴えられたり、そういう事を平気でされる方ですから、私は馬鹿にされたという事よりも、町は何も執行していませんから、という事は全く関係ないと思いますし、またその行為そのものよりも、私は最近つくづく思うんですけども、町のごみの関係もごみを減らそうという事でやってきた中で、皆様方、厚生常任委員会、そういう委員会を立ち上げて、最終的に本会議で共産党の2名を除く他の方々が13名の方が賛成という事

で、この方も賛成されてますから、それにこの2月頃に署名を集められて、ごみ袋の料金が安いという事、この事自体が私は本会議で自分はその事を認めてるわけですから、そしてやっぱり私は関係ございません。ごみ袋が高いとか、質が悪いとか、また今、町長の行為は泥棒だとか、その事を私は言われたかて、反論するというか、もうつくづく、私はそういう方にそういう事を言われても何とも思いませんわ。そういう気になってます。私は議会の皆様方があの時にごみ袋の問題でも本会議場で賛成されてるんです。それで選挙前になったら町長のやってる事は、45円高いやないか、と。その事は議論尽くしてるわけですから。45リットル45円、30リットル30円という事の審議をしてるわけです。そして本会議場で同意されている。それが2月になったら町長のやってる行為がごみ袋45円高いやないか、ごみ袋の質が悪いという事を書かれてですよ、厚生常任委員会でも質が悪い事、提案されてるんです、本会議でも。その時にもう変わった袋を見せてるんです。その時に何も言わずして、またその後の事でも全く何も言ってくれない。あの問題でもおっしゃるように、今ビニールとかプラスチックが全部1億かかるけれども、その議員さんに、もっと安くでできる所がどっかにあるなら、私もそういう勉強をさせていただいて、また議会ともどもさせていただいて、できるだけ経費を節約するような方法、そして他に迷惑かけない方法あればという話をした。何一つ私の方におっしゃっていただけないし、そういう事について恐らく来年度また、これ1億円計上したら、こんなに高いビニールやプラスチックを御所に捨てに行くとおっしゃるとおっしゃると思いますけれども、私はやっぱりそういう事をみんなで、斑鳩町で起こったことは斑鳩町で解決していく事が大事だと思います。私は小野議員おっしゃっていただくように、いろいろ反論する事はあると思いますけれども、これ以上言う事はございません。

小野委員 町長、他のところまで言及して貰って、大変不満だということも分かっていますし。この中で続けて、虚偽公文書で再開しても、集会所補

助金は出ないというようなことを謳っているんです。だから、今、峨瀬の自治会は町との指導の基に、きちっと地縁団体も設立してやってきて、準備もしておられます。議会も峨瀬の集会所の予算については3月議会で可決しております。ひとつずつ、順序追ってやってきておられるんですが、このようにまた、虚偽公文書。この虚偽公文書については、丁度今思い出しましたけど、服部の集会所のことで5年前に、町長が虚偽公文書というのを、虚偽という言葉を取り消せということで、本会議であったんですが、その時、森河議長だったので、丁度5年前やなと思い出しました。その時も、結局、彼は今まで、私が何回か言うてるときに誰も否定しなかったから、正しいだというような、訳のわからんことで、言われたこともあるんですが。集会所を着々と再開しようとして努力されておるんですが、今後、こういうピラをまかれるということによって、自治会の方ももの凄く心配しておられるし、年度内に完成ということ目標にされております。いろんな業者の方にも無理をいっておられる経緯もありますが、その中で現在、例えばあの時に議論になりましたが、議会としては可決しました。無償譲渡ということには。こういう議決がありましたので、当然登記は追われてると思います。その時に開発公社の分についても、一緒にやろうというような話も聞いてましたので、もう登記されていると思うんですが、いや実はされてないんですね。それは、なぜされないのか。議決に何か瑕疵があったのか。開発公社の分についての金額合わないのか。代価をお支払いしておられないのか。そういうことはなぜ、登記がされないのか。ということと、今後、建物についての申請書提出しておられると思いますが、その内定通知書が未だ出てこない。いうことで、大変心配しておられます。やっぱりこの集会所補助金はでないのかな。それぐらいに思っておられるんですが、その点についてどういような、見解で、どういような推移されておるのか、教えていただきたいと思います。

助 役

まず、虚偽の申請、これは、当然虚偽の申請されたら補助金は出な

い。ただし、峨瀬集会所については虚偽の申請はされていないということですから、補助金は支出するという方向で進むと思います。2点目につきましては、決裁の段階において担当課が、私のところに無償譲渡の決裁を持ってきました。ただ、私は無償譲渡をするには、きれいな形で譲渡したいと考えております。と言いますのは、3点問題があったわけです。1点目としては、現在基礎工事がされています。その基礎工事が今度それを利用して集会所を建てる場合に、その基礎工事が風化していないかどうか、その点を明確にしてほしいということ。2点目については、譲渡する土地の所にフェンス等が残っている。その所有権についてトラブルがあると聞いております。この問題を整理してそれをきちっとして、自治会の方に無償譲渡する事にしたいと考えています。3点目は先程小野議員もおっしゃいましたように、これはもう解決した問題ですが、地縁団体設立に対して意見を出された方々がおられます。この問題の整理、この問題は解決になっていると聞いております。1点目に申しました基礎については問題ないということ聞いております。2点目についての問題でございますけども、これが今ちょっと残っておるということで、早急に結論を出したいと思っており、譲渡する物件が何ら荷物を背負っていないような形で譲渡したい。このように思っておるわけでございます。そういう状況で若干、登記が遅れておるということでございます。何ら、それが処理できれば問題ないわけであって、出来るだけ早く譲渡するようにして、登記していきたい、このように思っております。

小野委員 9月議会に無償譲渡の議案書を提出されたときに、ひとつは地縁団体が設立されたということで、勿論地縁団体が設立されたということは工事が再開されるということで、その土地の所有権の移転を約束事で、前からの議会との約束だし、その1,440万分については無償譲渡すると。それには町長の・・・によって、ということで提出されたものだし、議会も了承した。だから、再開されるということで先に土地の所有権を進めないといけないということで提案されたと、私

は理解している。でないと、先程申し上げた、虚偽の公文書というのはね、虚偽の申請と虚偽の公文書はまた違う。虚偽の公文書とこの人が言うてるのは、議会にも相談なしで使用させたということで、町長がそういう書類を出したということで、えらいクレーム……。だから、なぜ所有権移転しなかったら、この人が勘違いしておられることを、後で追認していることと同じことになるです。その点をしっかり理事者側は理解してるほうが、私はベターだと思う。フェンスの問題とか、フェンスのトラブル、これにつきましては私は聞いてます。この事も、この事を町へ持ってきたのは、例の5人の、これは完全な怪文書ですよ。本人さん知らないのに、文書持ってきて、町が踊らされて、その同じ人間が、口頭で言ってきているだけです。それについては自治会はきちっと、以前の施工業者と、和解された施工業者と話し合いされて、このフェンスについては、当然その施工業者は峨瀬の自治会からの依頼で巻いてあるフェンスであって、峨瀬の自治会のもんで、所有権なんて、峨瀬の自治会以外の何でもないんです。だからその事については、きちっと、もしかしてということで、内容証明でも2回送っておられます。・・・。。だから、それらでうろろうろしておるようでは、この議員さんが言うてることとか、また、そういうかき回しと言うても、過言じゃないです。全く、その文書で議会まで騒いでしまったけど、ガセネタです。ガセネタというか、怪文書の種類ですよ。そういうことを言ってこられる方については全く無視したらいい。そこらで町が関与するということは、何か後ろめたいことがあるんかなと、私はそのように理解しているんですが、その点どうなんですか。

助 役

別にその問題についてひとりの人が言うてきたから、それを真に受けて止めているということはやっておりません。ただし、多くの意見があれば、きちっとそれを解決しなければならない。このように考えます。それとやはり、集会所建築と登記とは別問題であって、今ご指摘の、開発公社の所有していた分については峨瀬が取得されておしま



すから問題はないと考えております。この場所に集会所を建築することは間違いなく、仮にこの集会所の建築に対して指摘があっても、我々としては十分対応できる資料は持っております。ただ、この譲渡に対して峨瀬に迷惑を掛けるようなことがあっては困ると。いうことを私、思っている訳でございますので、迷惑かからないような形で、きちっとした整理をして譲渡したい、このように思っていますので、ご理解願いたい。ただ、今、小野議員がおっしゃるように、そういうことも峨瀬で対応をされる事も必要であるので、何もそのような対応を凶られても何ら問題ないわけであって、峨瀬自治会側として問題を整理して頂き、きちっとした形でされたら、何ら問題ないと思っています。この問題に対して出来るだけ早く、きれいにした状況で、議会でせつかく譲渡の了承を得たんですから、適切な処置を講じたいと思っております。

小野委員 土地の所有権移転については、開発公社には代金お支払いされているということで、当然と言うことで、助役さんおっしゃっていただいた。それすら所有権移転されてないんです。それと無償譲渡については議会が議決した時点で理事者側は執行しなくてはいけない。登記法上、しなくてはいけないんです。何らそこには瑕疵もないんですよ。議会が議決しているんですよ。継続しているのと違う。だからその点をなんで、そんなところで止めるんだということを私は言っているんです。自治会からは補助金の内定通知書をということが、以前の峨瀬の集会所での内定通知書も、なんか勝手にやったとか、いろんな申請を後で書いてもらったとか、なんかでがちゃがちゃしてました。それらを今きれいに整理してきて、順序追ってやってきておられるんです。担当課には建物についての補助金の内定通知書も出されていると思うんです。その中になんら補正する場所、ないと私は考えている。だからそれについて、即刻内定通知をしなかったら、向こうがまた着工してしまったら、工期のこともありますから。フェンスについては21日に弁護士を通じて西和署へ遺失物の申請をされます。これで決着は

付くんです。だから即刻、所有権移転と建物についての補助金内定通知書を出していただきたいと思います。でないと、今、宙ぶらりんになっています。鉄骨も、もともとから2年ほっとかれた、鉄骨なんです。あともう一寸というところで、また、宙ぶらりんになっておるんです。その点をしっかりと見てもらって、自治会のために、今直ぐにでも内定通知書を出してもらって、着工できるようにしたっていただきたい。そのように思います。

助 役 先程私も申しましたように、土地の譲渡と集会所建築、これは別問題であって、いわゆる内示するには申請がきちっとして、チェックしていけば、内示を出さざるを得ないと、このように思います。今も言われたようにフェンスの問題について21日に、遺失物として申請されてですね、その対応すればですね、直ぐに解決になりますから、3点の全てが、私が考えておる問題が全てクリアーになりましたから、登記するようにします。同時に、開発公社の土地については、峨瀬に譲渡しておりますので当然。私は登記できていると思っていましたから、申し訳なかったと思うんですが、早急に出来るように進めるよう努力させていただきたい、このように思います。

委員長 他にございませんか。  
それでは予定いたしておりました事案は全て終了となりました。前回の視察研修を行いました、その報告と併せてですね、今日の会議の概要の報告を12月議会の初日に行うこととなりますが、その内容報告の整理についてはご一任をいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

( 異議なし )

委員長 それでは会議を終わるにあたりまして、町長のご挨拶をお受けします。町長。

( 町長挨拶 )

委員長

以上をもって総務常任委員会を閉会いたします。  
どうも、ご苦勞様でした。

(午前11時53分 閉会)